



# 電子処方箋のコメント機能は、医師・歯科医師、薬剤師間のコミュニケーション円滑化に役立ちます！

## POINT: 医師・歯科医師が処方意図等を薬剤師に連携することで、不要な疑義照会は削減へ

例えば、患者の併用薬との成分重複等がある中でも医師・歯科医師が処方すると判断した場合、薬剤師向けに処方意図等のコメントを登録できます。これにより、薬剤師から医師等へは、その他必要な確認事項に対して疑義照会を行えるようになります。

### 電子処方箋のコメント機能について

重複投薬等チェックの結果、成分重複等と判断されたがそのまま処方する場合に、処方意図等を薬剤師向けに登録できます



医師・歯科医師

処方箋  
+ 薬剤師へのコメント



電子処方箋管理サービス

処方箋  
+ 医師からのコメント



薬剤師

重複投薬等チェックの結果、重複・併用禁忌ではあるが、患者とのコミュニケーション等を通して問題ないことを確認し、そのまま処方する場合、**薬剤師向けに処方意図等をコメントとして残すことができる。**

処方箋受付のタイミングで重複投薬等チェックを行い、重複・併用禁忌と判断された場合も、**医師の処方意図を把握した上で判断することができる。**

### 参考

- ✓ 重複投薬等チェックで、今回調剤予定のアセトアミノフェンが、現在服用中の薬剤と成分が重複すると判明。処方医から“重複を確認の上で処方済”のコメントを確認できたため、この点の疑義照会は不要だとわかり、調剤や服薬指導に時間をかけることができた。（ヤックスドラッグ 旭中央薬局店）
- ✓ ベタメタゾン、プレドニゾロンが今回処方を行った医療機関とは別の医療機関で処方されていることを確認したが、処方医から“併用確認済”であることのコメントを確認できたため、この点の疑義照会は不要だとわかった。（ひまわり薬局）

医師・歯科医師、薬剤師間の更なるコミュニケーション円滑化に資するコメント機能を、積極的にご活用ください！